政　令

公営住宅法施行令の一部を改正する政令を次に公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十四号

公営住宅法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項、第二十三条第一号、第二十五条第一項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号ホ中「規定する寡婦」の下に「（同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。）」を、「規定する寡夫」の下に「（同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現に公営住宅に入居している者の家賃の算定の基礎となる収入の計算については、平成二十九年三月三十一日までの間は、この政令による改正後の公営住宅法施行令（次項において「新令」という。）第一条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この政令の施行の日前に公営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る公営住宅法第二十三条第一号に規定する収入の条件及び新令第七条第五号に規定する収入の計算については、新令第一条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。同法第二十二条第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公営住宅の入居の申込みをした者に係る同法第二十三条第一号に規定する収入の条件及び新令第七条第五号に規定する収入の計算についても、同様とする。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○経済産業省・環境省令第八号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第三十四条第二項及び第四十一条の規定に基づき、割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月十六日

経済産業大臣　林　幹雄

環境大臣　大塚　珠代

割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令

割当量口座簿の運営等に関する省令（平成十九年経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3　第一項の申請は、償却又は他の締約国に存する口座への算定割当量の振替に関する国際的な決定がある場合には、当該決定を勘案して環境大臣及び経済産業大臣が告示で定める日までに行わなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第五百十五号

東京都足立区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年十一月十六日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、足立区役所又は東京法務局に照会すること。

平成二十七年十月十六日

法務大臣　岩城　光英

東京都足立区島根町五百番地　中條　堅祐

○法務省告示第五百十六号

長野市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年十一月十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、長野市役所又は長野地方法務局に照会すること。

平成二十七年十月十六日

法務大臣　岩城　光英

長野県長野市長門町三十一番地内二番

丸山勇治郎

○法務省告示第五百十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年十月十六日

法務大臣　岩城　光英

住所　大分県中津市大字大塚798番地1
河美希　昭和63年8月27日生

住所　千葉県成田市加良部5丁目4番地
オムク・サリナ　平成25年3月27日生

住所　東京都足立区谷中2丁目18番7―205号
劉雪晨　昭和52年11月25日生

姜品静　昭和52年5月30日生

劉一輝　平成22年2月22日生

住所　東京都荒川区南千住8丁目8番1―2030号
劉一航　平成25年12月18日生

住所　千葉県木更津市東太田1丁目14番6号
金大熙　平成9年4月12日生

住所　東京都練馬区春日町4丁目19番5―104号
文義明　昭和62年8月23日生

住所　横浜市瀬谷区本郷2丁目28番地167
王暁雯　昭和58年8月30日生

住所　横浜市港南区野庭町600番地
陳晞　平成6年4月9日生

住所　神奈川県鎌倉市城廻752番地21
黎井　昭和62年9月28日生

住所　神奈川県藤沢市大鋸1丁目5番35―709号
コバヤシ・イリヤ　平成21年11月25日生

住所　川崎市麻生区黒川647番地1
李成化　昭和5年12月17日生

住所　川崎市麻生区黒川55番地3
包旭　昭和61年5月29日生

住所　相模原市緑区東橋本4丁目5番2号
崔詠一　昭和56年11月16日生

住所　三重県鈴鹿市桜島町7丁目14番地12
アンジェラ・パルシキ　昭和42年8月4日生

イジス・パルシキ　平成元年12月22日生

イザドラ・パルシキ　平成6年9月19日生

住所　滋賀県甲賀市甲南町寺庄1649番地
朱亜衣　昭和58年9月26日生

住所　滋賀県湖南市水戸町2番地5
朱麻希　昭和63年3月20日生

住所　さいたま市北区大成町4丁目860番地4
郭婷婷　昭和58年6月28日生

住所　大阪府東大阪市上小阪4丁目2番16号
朴基範　昭和40年10月31日生

住所　さいたま市見沼区東大宮7丁目8番地14
陳梅花　昭和56年12月12日生

蘇晋也　平成23年1月5日生

住所　埼玉県本庄市千代田2丁目2番16号
アギナルド・マサオ・タバ　昭和52年4月24日生

アリネ・ヒトミ・タバ　平成16年9月21日生

ムリロ・ハヤト・タバ　平成20年2月19日生